

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 83  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 届け出により光ディスク等または紙レセプト請求の継続が可能

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。12月26日に厚生労働省から「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が発出されました。現在光ディスクまたは紙レセプトで請求を行っている医療機関等は届出を行うことで、現在の請求方法を継続することが出来ます。概要は以下の通りです。

### 光ディスク等で請求を行っている医療機関

令和6年10月からオンライン請求の義務化が予定されていますが、猶予届出・移行計画を提出することで、10月以降も光ディスク等で請求を継続できます。(最大1年ごとの更新が必要)

#### <提出方法>

「医療機関等向け総合ポータルサイト」の届出フォームから提出(令和6年4月頃開設予定)

※事情により、紙媒体で支払基金本部(東京都港区)と鳥取県国保連合会に提出することも可能です。

#### <締切>

令和6年8月31日までに提出

### 紙レセプトで請求を行っている医療機関

令和6年4月からオンライン請求の義務化が予定されていますが、下記のA・Bどちらかに該当している場合は、猶予届出を提出することで4月以降も紙レセプト請求を継続できます。

A: レセプトコンピュータを使用していない(手書き請求)

B: 最も若い常勤の保険医の生年月日が下記の表の日付以前

※常勤(勤務時間の全てかつ週32時間以上を勤務する医師・歯科医師)

対象施設	生年月日
レセプトコンピュータを使用している医科診療所	昭和20年7月1日
レセプトコンピュータを使用している歯科診療所	昭和21年4月1日
レセプトコンピュータを使用していない診療所	

#### <提出方法>

支払基金本部(東京都港区)と鳥取県国保連合会の両方に猶予届出書を提出

#### <締切>

令和6年2月29日までに提出

右記二次元コードから通知・猶予届等がダウンロードできます。

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください。

